

給与 R4 年末調整対応版(Ver.17.10)のリリースの予定

給与 R4 システム 年末調整対応版 (Ver.17.10) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. リリース時期
3. システムの対応内容
4. 起動時の「今回の変更点」および「サポートメニュー」の変更について

1. 発行プログラム

次のプログラムの発行を予定しています。

1-1.発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
給与・法定調書 R4	Ver.17.10	Ver.16.10、Ver.16.10.e1・e2・e3
給与・法定調書顧問 R4		Ver.16.11、Ver.16.11.e1・e2・e3
給与応援 R4 Premium		Ver.16.12、Ver.16.12.e1・e2・e3
Weplat 給与応援 R4 Premium		Ver.16.20、Ver.16.20.e1・e2・e3
給与応援 R4 Lite		Ver.16.21、Ver.16.21.e1・e2・e3
Weplat 給与応援 R4 Lite		Ver.16.10、Ver.16.11、Ver.16.12
法定調書顧問 R4		Ver.16.20、Ver.16.21
		Ver.16.10、Ver.16.10.e1・e2
		Ver.16.11、Ver.16.11.e1・e2

※ライセンスが変更になります。Ver.17.1 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※給与・法定調書 R4 と給与・法定調書顧問 R4 は同一コンピューターでは共存できません。

※給与応援 R4 Lite は 1 ユーザーで使用する製品です。

※給与応援 R4 Lite は新規パッケージ商品、買替え商品の販売を終了し、Weplat 給与応援 R4 Lite に一本化されます。

従来の Weplat ダウンロード商品の他、オフラインユーザー向け CD 付商品を新たにご用意いたします。

(Weplat 給与応援 R4 Premium はダウンロード版のみで CD 付商品はありません。商品構成は従来通りです。)

「E i ボード (Ver.16.30) の発行」の対応により、給与 R4 システム Ver.17.10 セットアッププログラムを自動ダウンロードしている場合は、アプリケーション起動時にバージョンアップ (セットアップ) 画面を表示するように対応されています。

E i ボードを起動した状態で、給与 R4 システムを起動してバージョンアップ (セットアップ) の画面に従いバージョンアップした場合は、E i ボードに「給与 R4 システム H29」のアイコンが表示されません。E i ボードをいったん終了し、起動し直すことでアイコンが表示されます。

2. リリース時期

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開（予定）

2017年11月9日（木）

2-2. マイページのダウンロード公開（予定）

2017年11月9日（木）

2-3. CDオプション契約ご加入のお客様のCD送付開始日（送品開始予定日）

2017年11月17日（金）

2-4. 電子申告プログラムについて

給与システム Ver.17.10 用の電子申告更新用プログラムについては以下の通り 2回にわけてダウンロードのご提供を行う予定です。

■2017年11月公開分

Ver.17.10 で所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告を行うためのプログラムです。このプログラムで平成29年分の法定調書の電子申告はできません。

ダウンロード公開（予定）：2017年11月9日（木）

※本体プログラムと同日公開の予定です。

システム名	発行プログラム	バージョンアップの対象
給与・法定調書 R4	e1	Ver.17.10
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		

■2018年1月公開（予定）分

Ver.17.10 で平成29年分の法定調書の電子申告を行うためのプログラムです。

ダウンロード公開（予定）：2018年1月上旬

システム名	発行プログラム	バージョンアップの対象
給与・法定調書 R4	e2	Ver.17.10 Ver.17.10.e1
給与・法定調書顧問 R4		
給与応援 R4 Premium		
法定調書顧問 R4	e1	Ver.17.10

■注意点


法定調書顧問 R4 平成27年版で電子申告を行われているお客様が、Ver.17.10 にバージョンアップを行うと、電子申告更新用プログラムを適用するまでの期間は電子申告が行えなくなります。法定調書顧問 R4 については Ver.17.10 へのバージョンアップのタイミングについてご注意ください。

2-5. コンバートプログラムについて

Ver.17.10 へのコンバートに対応した R4 コンバーターの提供はありません。

（旧製品）InterKX 給与計算・法定調書、給与応援 Super、給与応援 Lite、または法定調書顧問の平成28年版から給与 R4 平成29年版（Ver.17.10）へ、直接コンバートすることはできません。

（平成29年版（Ver.17.10）の [データ選択] 画面に [コンバーター] ボタンは表示されません。）給与 R4 平成28年版（Ver.16）へコンバートしてから、平成29年版でデータ変換を行うことで移行します。（平成29年以降データのみ）

給与 R4 平成28年版（Ver.16）でコンバートを行う場合は、 サポート → [お役立ち Tools] から最新の R4 コンバーターをダウンロードしてください。

給与 R4 システムの過年度プログラムのダウンロード方法については、給与 R4 Ver.17.10 リリース時にインフォメーション「【特集】年末調整について」にてご案内いたします。

インフォメーション「【特集】年末調整について」

<http://r4support.epson.jp/r4support/PInfoR4.nsf/R4/H000542>

3. システムの対応内容

3-1. 税制改正の概要

■給与所得控除の上限額の引き下げ

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成 28 年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後	
	平成 25 年～平成 27 年分の所得税	平成 28 年分の所得税	平成 29 年分以後の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500 万円超	1,200 万円超	1,000 万円超
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

(注)上記の改正に伴い、平成 28 年分及び平成 29 年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。

■配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

平成 30 年分以後の所得税について配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

【扶養親族等の数の算出方法の変更】

扶養親族等の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

- ・源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である人をいいます。
- ・同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である居住者の配偶者をいいます。

		給与所得者の合計所得金額（給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額）			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の合計 所得金額(※)	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	38万円超85万円以下 (103万円超150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超(150万円超)	0人	0人	0人	0人

※ ○ 内は給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額

源泉控除対象配偶者

同一生計配偶者で障害者

【配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正】

- ・配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました（改正前：給与所得者の合計所得の制限無）。
- ・配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました（改正前：38 万円超 76 万円未満）。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

源泉控除対象配偶者

配偶者の合計所得金額 (※)		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者控除	38万円以下 老人控除以外 (1,030,000円以下)	38万円	26万円	13万円	0円
	38万円以下 老人控除 (1,030,000円以下)	48万円	32万円	16万円	0円
配偶者特別控除	38万円超85万円以下 (1,030,000円超1,500,000円以下)	38万円	26万円	13万円	0円
	85万円超90万円以下 (1,500,000円超1,550,000円以下)	36万円	24万円	12万円	0円
	90万円超95万円以下 (1,550,000円超1,600,000円以下)	31万円	21万円	11万円	0円
	95万円超100万円以下 (1,600,000円超1,667,999円以下)	26万円	18万円	9万円	0円
	100万円超105万円以下 (1,667,999円超1,751,999円以下)	21万円	14万円	7万円	0円
	105万円超110万円以下 (1,751,999円超1,831,999円以下)	16万円	11万円	6万円	0円
	110万円超115万円以下 (1,831,999円超1,903,999円以下)	11万円	8万円	4万円	0円
	115万円超120万円以下 (1,903,999円超1,971,999円以下)	6万円	4万円	2万円	0円
	120万円超123万円以下 (1,971,999円超2,015,999円以下)	3万円	2万円	1万円	0円
	123万円超 (2,015,999円超)	0円	0円	0円	0円

※ ○ 内は給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額

3-2. 税制改正によるシステムの対応内容

■年末調整計算

平成 29 年分の年末調整計算に対応します。

- ・ Ver.16 で既に [年末調整計算] を実行済みであっても、Ver.17 にデータ変換後は必ず、[年末調整] → [年末調整計算] を行ってください。[年末調整計算] を実行すると、源泉徴収簿／従業員の選択画面で「年調計算」欄に「済」マークがつかます。
- ・ 平成 30 年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年度途中での年末調整には対応されません。あらかじめご了承ください。平成 30 年分の年調計算については、平成 30 年版プログラム (Ver.18.10) で対応する予定です。

■従業員／個別入力、従業員／一覧入力「家族情報の設定」画面 (法定調書顧問 R4 除く)

平成 30 年以降のデータの「家族情報の設定」画面を見直します。(平成 29 年の画面は変更ありません。)

- ・ 配偶者区分の選択は源泉控除対象／源泉控除対象外／対象外 (特別なし) になります。
- ・ 配偶者の障害者区分は、所得見積額が 38 万円以下の場合のみ選択できます。(「対象外 (特別なし)」を除く)
- ・ 配偶者の所得見積額の入力欄を追加します。所得見積額の入力によって、配偶者区分が自動判定されます。
- ・ 配偶者にあわせ、扶養親族行に所得見積額欄を追加します。所得見積額が 38 万円を超えると扶養親族区分が (空白) で自動判定されます。

平成 30 年以降データより配偶者区分は次のように自動判定されます。

配偶者区分	内容
源泉控除対象	氏名・生年月日の入力があり、かつ、所得見積額が 85 万円以下のとき自動判定されます。 ※従業員の合計所得金額は配偶者区分の判定に含まれません。 従業員の合計所得金額が 900 万円を超えることが見込まれる場合は、上書で「源泉控除対象外」に変更してください。
源泉控除対象外	氏名・生年月日の入力があり、かつ、所得見積額が 85 万円超～123 万円以下のとき自動判定されます。
対象外（特別なし）	氏名・生年月日の入力があり、かつ、所得見積額が 123 万円超のとき自動判定されます。 ※配偶者が配偶者控除、配偶者特別控除いずれにも該当しない場合は、上書で「対象外（特別なし）」を選択してください。 ※配偶者の氏名は不明だが、扶養控除等異動申告書等の配偶者の有無欄に○を付けたい場合も、上書で「対象外（特別なし）」に変更してください。

所得見積額欄が追加されたことに伴い、平成 30 年以降データより扶養者区分は次のように自動判定されます。

扶養者区分	内容
一般／特定／老親等／老人／(年少)	氏名・生年月日・同居区分の入力があり、かつ、所得見積額が 38 万円以下のとき年齢に応じて自動判定されます。
(空白)	氏名・生年月日の入力があり、かつ、所得見積額が 38 万円超のとき自動判定されます。

- ・所得見積額入力時、配偶者区分や扶養者区分が上書（緑色）項目であるため変更できない場合は、上書解除や区分変更を促すメッセージが表示されます。
- ・従業員の合計所得金額が確定しないと配偶者控除の正しい金額を算出することができないため、「家族情報の設定」画面から「控除額」列を削除します。

■扶養控除等異動申告書

「扶養控除等異動申告書」の平成 30 年様式に対応します。

●扶養・保険料等控除申告書

平成 29 年データ	「扶養控除等異動申告書の年」で「29 年」を選択した場合は、平成 29 年様式のまま変更はありません。 「扶養控除等異動申告書の年」で「30 年」以降を選択した場合に、平成 30 年様式の扶養控除等異動申告書を印刷します。
平成 30 年以降データ	平成 30 年様式の扶養控除等異動申告書を印刷します。

●年末調整／一覧入力

平成 29 年データ	平成 29 年様式のまま変更はありません。
平成 30 年以降データ	平成 30 年様式の扶養控除等異動申告書を印刷します。

- ・平成 30 年様式の「源泉控除対象者」欄は配偶者の合計所得が 85 万円以下、かつ、従業員の合計所得金額が 900 万円以下（従業員の合計所得金額は源泉徴収簿の年調計算欄が「済」または「済(変)」のときのみ判定）の場合に印字されます。ただし、配偶者区分が「対象外（特別なし）」「空白」のときは印字されません。
- ・国税庁では「給与所得者の保険料控除申告書」「給与所得者の配偶者控除等申告書」の平成 30 年様式変更が予定されていますが、Ver.17.10 では対応しません。プログラムの対応時期については、国税からの確定情報(12 月頃)を受け検討いたします。

■年末調整／一覧入力 「家族情報・扶養控除等異動申告書の設定」画面

平成 30 年以降のデータの「家族情報・扶養控除等異動申告書の設定」画面を従業員情報の「家族情報」画面同様に直します。（平成 29 年の画面は変更ありません。）

配偶者の所得見積額は

- ・従業員情報の「家族情報の設定」画面の「所得見積額」
 - ・年末調整／一覧入力の「配偶者の合計所得」
 - ・年末調整／一覧入力の「家族情報・扶養控除等異動申告書の設定」画面の「所得見積額」
- で共通となります。全て入力(白色)項目に変更されます。

年末調整／一覧入力の「保険料控除等申告書の設定」画面 [確定] 時、給与所得者の配偶者特別控除申告書の配偶者の合計所得金額と、年末調整／一覧入力画面の「配偶者の合計所得」が一致しない場合はメッセージを表示します。配偶者の合計所得を書き換えるかどうかを選択してください。

■源泉徴収簿

平成 30 年以降データでは、配偶者区分、配偶者の所得見積額、従業員の合計所得金額による配偶者控除・配偶者特別控除の計算を行いません。よって、平成 30 年以降データでは、源泉徴収簿の配偶者控除・配偶者特別控除は正しくありません。

平成 30 年以降データの源泉徴収簿に表示される「配偶者特別控除」「配偶者控除」は次のように仮計算されます。仮計算なので正しい控除額ではありません。

⑮配偶者特別控除額	0 円（計算されません）
⑯配偶者控除額 ※	38 万円（配偶者の合計所得が 38 万円以下のとき） ※従業員の合計所得金額が 900 万円を超えるときの配偶者控除額や老人加算の計算はされません。

※「⑯ 配偶者控除額 扶養控除額 基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」のうち配偶者控除額

国税庁では「源泉徴収簿」の平成 30 年様式が用意されていますが、Ver.17.10 では対応しません。平成 30 年版プログラム (Ver.18.10) で対応する予定です。

■給与支払報告書（源泉徴収票）、給与所得の源泉徴収票／退職者用

年の途中で退職した（年調区分：しない）従業員であれば、配偶者控除・配偶者特別控除を印字しないため、平成 30 年以降データで源泉徴収票を印刷することができます。

このとき、「控除対象配偶者の有無」欄は配偶者の合計所得が 38 万円以下で従業員の給与・手当等、賞与等の合計額（源泉徴収簿の⑦の金額）が 1,220 万円以下のとき判定します。

■汎用データ

平成 30 年以降データの配偶者区分を変更します。(Excel 出力・受入：従業員／汎用データ受入：従業員マスター)

項目名	受入記号	タイプ	有効桁数	備考
配偶者区分	JY38_0	数値	半角 1	0:該当なし、1:源泉控除対象、2:源泉控除対象外、4:対象外(特別なし)

■繰越処理／データ変換

平成 29 年データから平成 30 年データへの繰越や Ver.16 で作成した平成 30 年以降データのデータ変換時、配偶者区分等は以下の通り判定されます。処理後に家族情報の設定を確認してください。

平成 29 年データ			⇒	平成 30 年データ
配偶者区分	配偶者の合計所得金額	従業員の合計所得金額		配偶者区分
一般・老人・対象外(特別あり)	85 万円以下	900 万円以下		源泉控除対象
	85 万円以下	900 万円超		源泉控除対象外
	85 万円超 123 万円以下	—		源泉控除対象外
	123 万円超	—		対象外 (特別なし)
対象外 (特別なし)	76 万円未満	—		対象外 (特別なし)
	76 万円以上 85 万円以下	—		源泉控除対象
	85 万円超 123 万円以下	—		源泉控除対象外
	123 万円超	—		対象外 (特別なし)

配偶者の障害者区分は配偶者の合計所得が 38 万円以下のときに移行されます。

上書で配偶者区分を「一般」「老人」にしても、配偶者の合計所得が 38 万円超のときは移行されません。

扶養親族の所得見積額欄が追加されたことに伴い、扶養者区分は以下の通り判定されます。

平成 29 年データ		⇒	平成 30 年データ		
扶養者区分	扶養者の所得見積額		扶養者区分		
一般／特定／老親等／老人／（年少）	38 万円以下		年齢に応じて自動判定	扶養者区分をそのまま移行	
	38 万円超		扶養者区分をそのまま移行		
（空白）	38 万円以下	（空白）	（空白）		
	38 万円超	（空白）			

「配偶者の合計所得」「扶養者の所得見積額」及び「従業員の合計所得金額」は元となる会社データの年末調整の結果に基づいて判定します。年末調整を行っていないデータを繰越・データ変換する場合は、必ず家族情報の設定を見直してください。

■会社コピー

Ver.17.10 で会社コピーをするときに、年分の違うデータとしてコピーする（平成 30 年→平成 29 年または平成 29 年→平成 30 年）場合は配偶者区分が次のように判定されます。全て上書（緑色）項目になります。処理後に必ず家族情報の設定を見直してください。（必要に応じて [上書] を解除してください。）

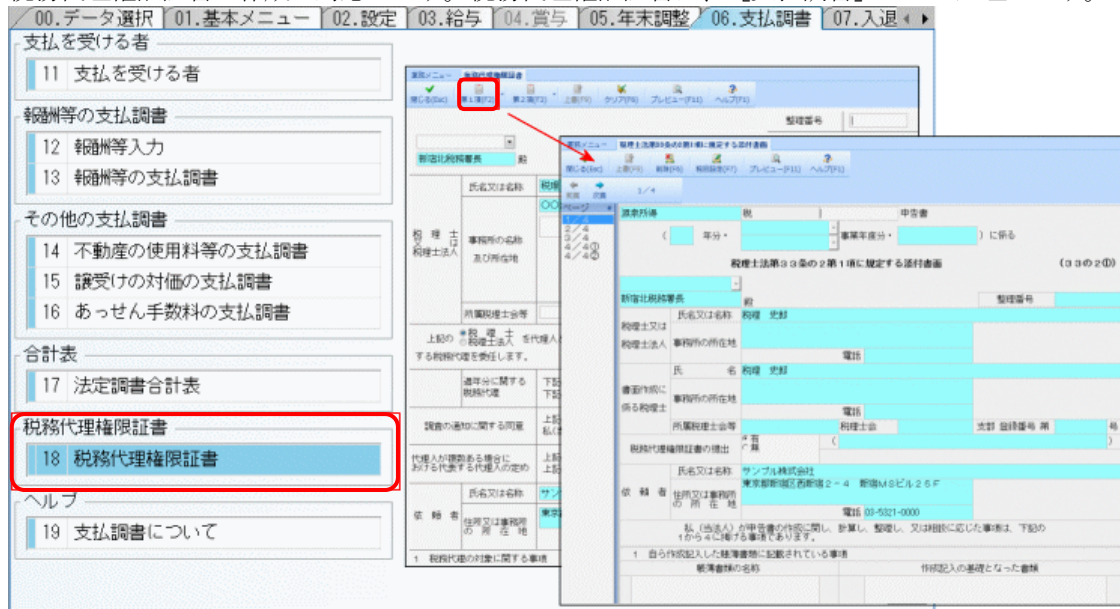
元データ（平成 30 年）	コピーデータ（平成 29 年）
源泉控除対象	一般または老人
源泉控除対象外	対象外（特別なし）
対象外（特別なし）	対象外（特別なし）
元データ（平成 29 年）	コピーデータ（平成 30 年）
一般または老人	源泉控除対象
対象外（特別あり）	源泉控除対象外
対象外（特別なし）	対象外（特別なし）

※同じ年分データとして、会社コピーするときは、配偶者区分はそのままコピーされます。

3-3. 機能アップ内容

■税務代理権限証書対応（給与応援 R4 Premium／給与応援 R4 Lite 除く）

税務代理権限証書の作成に対応します。税務代理権限証書は、[支払調書] タブで処理します。

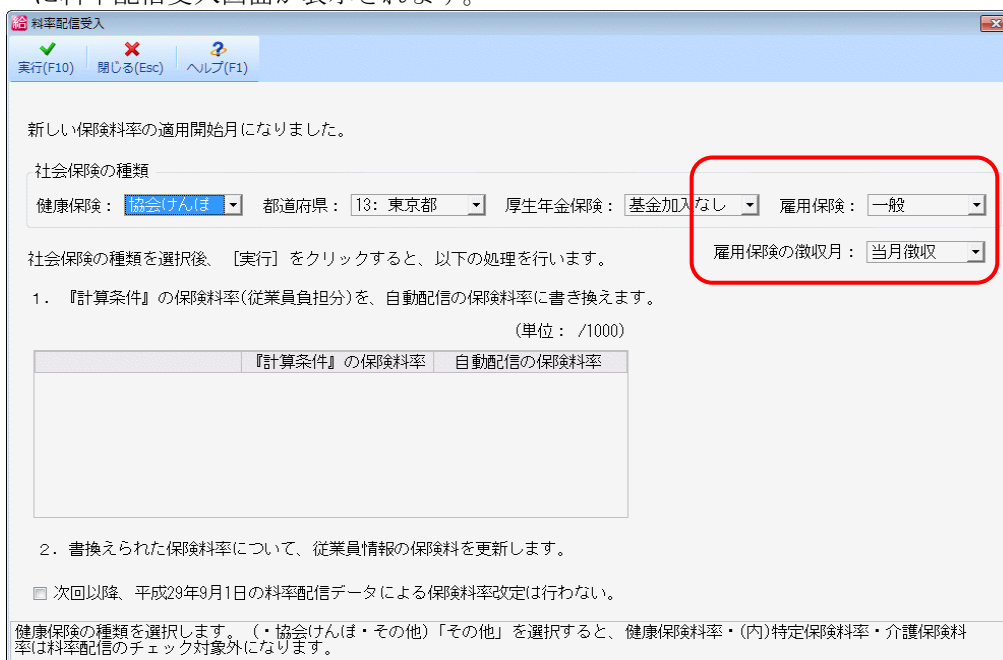


税務代理権限証書は 2018 年 1 月上旬リリース予定の電子申告更新用プログラム Ver.17.e2 の [国税電子申告ファイル出力] でファイル出力に対応する予定です。

■料率配信受入画面の見直し（法定調書顧問 R4 除く）

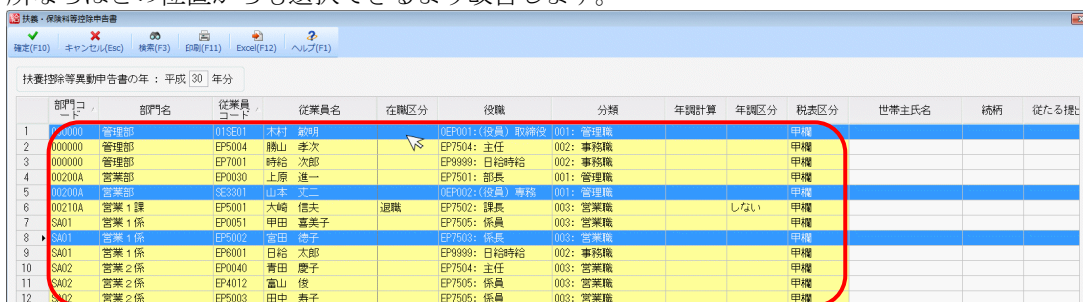
- 料率配信受入画面の雇用保険の選択肢に「その他」を追加します。「健康保険：その他」「厚生年金保険：基金加入あり」「雇用保険：その他」を選択して [閉じる] と、以後、全ての料率で料率配信受入のチェック対象外となります。

- ・「雇用保険の徴収月」の選択を追加します。（初期値：当月徴収、「雇用保険：その他」のときは選択できません。）
雇用保険の適用開始が「4月」の場合、
雇用保険の徴収月が「当月徴収」のときは、処理月4月（支払日の特別処理が翌月日付（特別）のときは処理月3月）
雇用保険の徴収月が「翌月徴収」のときは、処理月5月（支払日の特別処理が翌月日付（特別）のときは処理月4月）
賞与は、雇用保険の徴収月の選択によらず支払月4月に料率配信受入画面が表示されます。



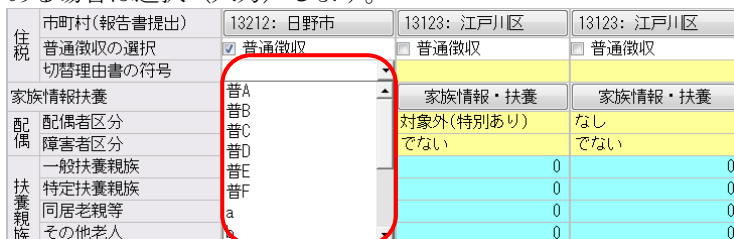
■扶養・保険料等申告書、給与支払報告書／総括表 複数選択の見直し

従業員を複数選択する場合は、左端の「項番」を選択する必要がありましたが、背景色黄色の箇所ならばどの位置からも選択できるよう改善します。



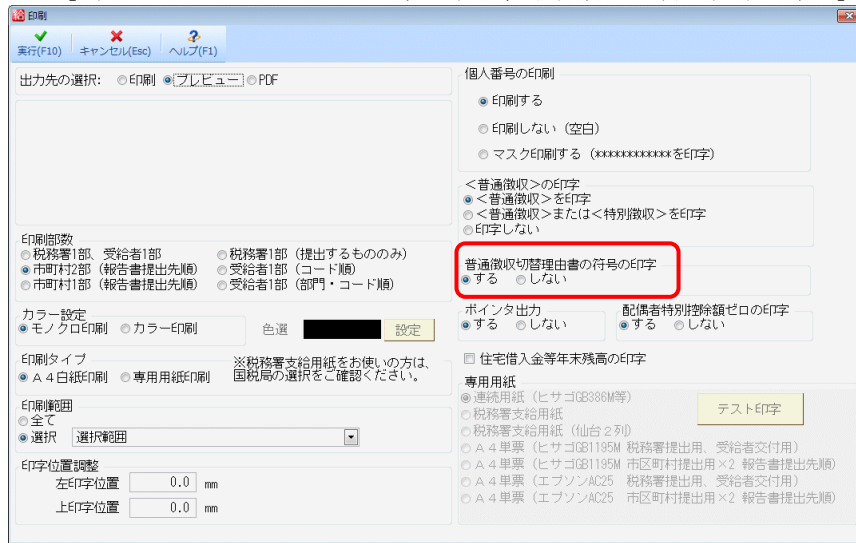
■普通徴収切替理由書の符号対応

〔年末調整／一覧入力〕画面に「切替理由書の符号」を選択（入力）する欄を追加します。住民税を普通徴収しており、給与支払報告書の摘要欄に普通徴収切替理由書の符号を印字する必要がある場合は選択（入力）します。



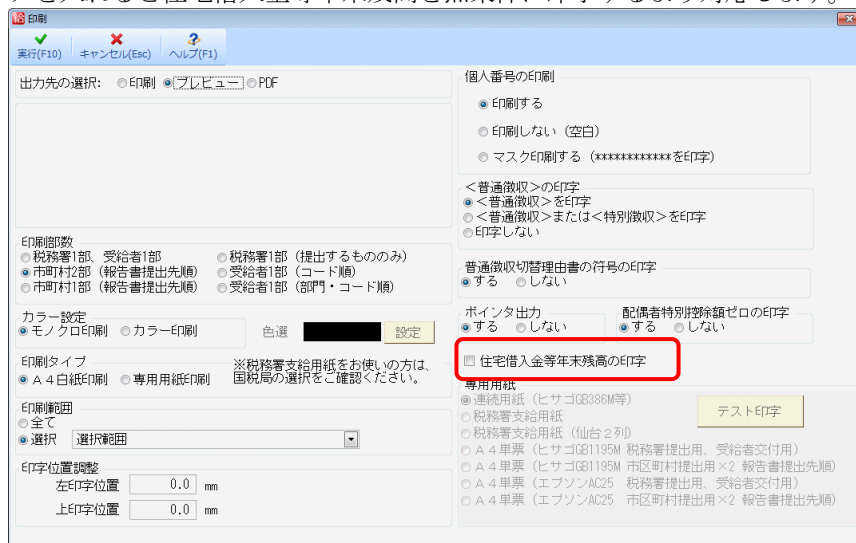
- ・「切替理由書の符号」は「普通徴収の選択」にチェックを入れたときのみ有効になります。
- ・給与支払報告書の摘要欄に印字する符号は都道府県により様々ですが、システムでは、「普A、普B、普C、普D、普E、普F、a、b、c、d、e、f」の選択肢のみ用意しております。選択肢以外の符号の場合は、直接入力してください。

〔給与支払報告書（源泉徴収票）〕の印刷条件設定画面に「普通徴収切替理由書の符号の印字」欄を追加しました。「する」を選択すると、給与支払報告書の摘要欄に符号を印字します。「A4 白紙印刷」の「印刷部数」で「市町村2部（報告書提出先順）」「市町村1部（報告書提出先順）」を選択しているとき、または、「専用用紙印刷」の「専用用紙」で「A4 単票（ヒサゴGB1195M 税務署提出用、受給者交付用）」「A4 単票（エプソンAC25 税務署提出用、受給者交付用）」以外を選択しているときに、「普通徴収切替理由書の符号の印字」が選択できます。



■給与支払報告書（源泉徴収票） 住宅借入金等年末残高の印字

住宅借入金等年末残高は無条件に印刷してほしいというご要望を受け、〔給与支払報告書（源泉徴収票）〕の印刷条件設定画面に「住宅借入金等年末残高の印字」のチェック項目を追加し、チェックを入れると住宅借入金等年末残高を無条件に印字するよう対応します。



「住宅借入金等年末残高の印字」の初期値はチェックがありません。

- ・チェックが付いていない場合は、国税庁の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の記載に従い、年末調整／一覧入力で複数の控除の種類を選択している場合、または、控除の種類で「増：特定増改築等」「増（特）：特定増改築等」「震：震災被災者」を選択しているときのみ、給与支払報告書（源泉徴収票）の「住宅借入金等年末残高」を印刷します。
- ・チェックが付いている場合は、無条件に「住宅借入金等年末残高」を印刷します。

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」より

【住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）】欄

年末調整の際に2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。

【給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の記載について】

年末調整の際、控除しきれない（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載する必要があります。また、2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。更に、震災特例法第13条の2第1項（住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除）に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

■報酬等入力 源泉所得税額の計算方法の見直し（給与応援 R4 Lite 除く）

報酬等入力の源泉徴収税額は消費税抜きで自動計算したいという多くのご要望を受け、「支払金額－消費税」で源泉徴収税額を自動計算する仕組みを追加します。

システムでは国税庁で案内されている内容より「支払金額」から「源泉徴収税額」を自動計算する方法を初期設定としています。

例えば、平成27年中の税理士からの請求書に、税理士報酬108,000円とだけ記載されていた場合には、源泉徴収税額は108,000円の10.21%相当額である11,026円(1円未満切捨て)となります。これに対して、税理士からの請求書に、税理士報酬100,000円、消費税等8,000円と記載されており、報酬金額と消費税等の額とが区分されている場合には、源泉徴収税額は税理士報酬100,000円の10.21%相当額である10,210円となります。

参照：国税庁タックスアンサー

[No.2792 源泉徴収が必要な報酬・料金等とは](#)

[No.6929 消費税等と源泉所得税及び復興特別所得税](#)

「支払を受ける者」に「源泉税の算出方法」欄を追加します。（初期値：消費税含む）「消費税除く」を選択すると、以降に作成する報酬等入力では「支払金額－消費税」で源泉徴収税額を自動計算します。（受給者区分「個人」の場合のみ）

変更

確定(F10) キャンセル(Esc) 前へ(F2) 次へ(F3) ヘルプ(F1)

コード ※ 30070

個人番号又は法人番号

支払を受ける者 ※ 早見 友一

(同) フリガナ

郵便番号 100-0005

住所 東京都千代田区丸の内5-6-1

受給者区分 個人

支払調書 不動産の譲受けの対価

区分 01

区分名 土地

細目 工業用地

源泉税の算出方法 消費税含む 消費税除く

半角6桁以内の英数字のコードを入力します。必須入力です。

例：

消費税含む		消費税除く	
支払日 ※	04月01日	支払日 ※	04月01日
支払を受ける者	30070	支払を受ける者	30070
氏名	早見 友一	氏名	早見 友一
(同) フリガナ		(同) フリガナ	
郵便番号	100-0005	郵便番号	100-0005
住所	東京都千代田区丸の内5-6-1	住所	東京都千代田区丸の内5-6-1
区分	24	区分	24
区分名称	税理士報酬	区分名称	税理士報酬
細目		細目	
支払金額	108,000	支払金額	108,000
消費税額	8,000	消費税額	8,000
源泉徴収税額	11,026	源泉徴収税額	10,210

「支払金額」をもとに源泉徴収税額を計算します。

「支払金額－消費税額」をもとに源泉徴収税額を計算します。

源泉税の算出方法	消費税含む			消費税除く		
支払金額	108,000	108,000	100,000	108,000	108,000	100,000
消費税額	0	8,000	8,000	0	8,000	8,000
源泉徴収税額	11,026	11,026	10,210	11,026	10,210	9,393

※黄色の網掛の箇所の金額が入力（変更）されたときに、源泉徴収税額を自動計算します。
源泉徴収税額計算後に、源泉税の算出方法「消費税含む／消費税除く」を変更した場合は、入力された「支払金額」「消費税額」、自動計算後の「源泉徴収税額」を確認ください。

■繰越画面の見直し

繰越処理の「実行」と「前年データ等繰越」が混同するとのご意見を受け、繰越画面を見直します。

「繰越処理」「前年データ等の再繰越」の説明と、繰り越される内容のヘルプリンクを追加

ボタンの名称を「前年データ等の再繰越」に変更

3-4. その他システムの変更点

その他システムの変更点は以下の通りです。

機能	対応	給	L	法
会社データ作成	会社新規作成時の計算条件の厚生年金保険料率を最新の料率に変更します。会社データを新規に作成する場合は、料率の設定を見直してください。	○	○	×
データ共有	データ共有を開始する際、受取（ダウンロード）しようとしている会社データが既に対象の環境に登録されており、かつ、Ver.17.1 にデータ変換されていない（旧データ）の場合は、「[旧] マークの会社データが登録されているためデータ共有を開始できません。[旧] データを選択してデータ変換してからデータ共有を開始してください。」のメッセージを表示し、データ変換してからデータ共有を開始するよう促す対応をします。	○	○	×
従業員情報 年末調整／一覧入力	<ul style="list-style-type: none"> 従業員情報で登録した個人番号が間違っているときのメッセージを「個人番号が正しく入力されていません。個人番号の再確認をお願いします。※システムではチェックデジット（検証番号）の確認をしています。」に変更します。 家族情報の氏名にスペースのみ登録されている行があるときのメッセージを「家族情報の氏名にスペースのみ設定されていないか確認してください。」に変更します。 	○	○	○
汎用データ 給与（賞与）明細 Excel 出力 移動用	処理月「全て」のとき、全ての項目が 0 の給与（賞与）データは出力されないよう対応します。	○	○	×
労働保険の申告書の資料	起動時に自動で表示される保険料率のうち、確定保険料の雇用保険料率を一般の改定後の料率に変更します。	○	○	×
年末調整	[年末調整計算] 後に従業員情報の退職年月日に前年退職日を設定すると、年末調整の各機能に対象の従業員が表示されていましたが、源泉徴収簿に給与等の金額・税額がない場合は、対象の従業員が年末調整の各機能に表示されないよう対応します。	○	○	○
扶養控除等異動申告書	印刷条件画面で「本人欄のみ印字」にチェックを付けた場合、「配偶者の有無」の○が印字されないよう対応します。	○	○	○
法定調書合計表	印刷条件画面の【その他の印字項目】に「法人番号」の印字をするかしないかのチェック項目を追加します。対象の会社データの法人個人区分が「法人」の場合のみ選択できます。OCR 用紙印刷、A4 白紙印刷いずれも選択可能です。	○	×	○
従業員／個別入力 従業員／一覧入力 年末調整／一覧入力	役職をプルダウンからボタンに変更します。あわせて、従来システムと同様、役職選択時、役職を追加できるよう対応します。	済	済	○
従業員／個別入力 従業員／一覧入力 年末調整／一覧入力 他	従来システムと同様、部門選択時、部門を追加できるよう対応します。	済	済	○
汎用データ／EXCEL 出力	[Ctrl] キーを押しながら [ファイル出力] をクリックすると、コメントなしでファイル出力できるよう対応します。（Excel のバージョンによっては、コメントが不正に表示される場合があるため）	済	済	○
扶養控除等異動申告書	「あなたの生年月日」や配偶者及び扶養親族の「生年月日」の文字を少し大きく印刷するように変更します。	済	済	○

以下の障害に対応します。

機能	対応	給	L	法
データ変換	・会社データを選択すると「データ変換が正常に終了しませんでした」のメッセージが表示され会社データを開くことができなくなる問題に対応します。 ・データ変換をすると、[オプション] → [印刷設定] の連続用紙用プリンターの設定が引き継がれない問題に対応します。	○	○	○
データ変換	給与パターンの支給額 23（初期値：時間外手当）、支給額 24（初期値：勤怠控除）の残業対象が「対象」になっているときは、データ変換時「対象外」に変換するよう対応します。	○	○	×
年調合併	管理レベル「一般」のユーザーでは、合併元会社の選択が[実行]できない問題に対応します。	○	×	×
報酬請求取込	事務所管理 R4（報酬請求）の翌年 1 月期首データが取込できない問題に対応します。（給与応援 R4 Premium 除く）	○	×	○
会社基本情報変更	データ移動中に[会社基本情報変更]を開くとエラーが発生する問題に対応します。	×	×	○
給与パターン（拡張モード）	時間外手当・勤怠控除の名称をクリアして登録後、再度名称を登録すると残業対象が「対象」になってしまう問題に対応します。	○	×	×
汎用データ報酬データ	・13 件以上の報酬データが取り込めるよう対応します。 ・既に 12 種類の区分が登録済みでも同一の区分で報酬データを取り込めるよう対応します。	○	×	○
汎用データ支払調書データ	不動産の譲受けの対価の支払調書の取り込みで区分 1 に限り「6:支払総額」の取り込みができるよう対応します。 支払を受ける者コードを設定しないで取り込もうとするとアプリケーションエラーが発生する問題に対応します。（但し、支払を受ける者コードは必須項目です。）	○	×	○
汎用データ配当の支払調書データ	配当等の金額、源泉徴収の税額を 10 桁まで取込めるよう対応します。 1 株当たりの配当金額（旧）（新）で小数部（2 桁）を取り込めるよう対応します。	○	×	○
給与明細	給与明細選択時に計算対象となる給与パターンに項目名称が登録されていないにもかかわらず、項目の種類が「計算」で計算式が設定されている項目が存在する場合は「給与パターン：○○の設定により、集計が不正になる可能性があります。[計算式(F7)]の該当項目を開いて、[OK] → [確定] ボタンを押してください。」のメッセージを表示するよう対応します。（コンバートデータでごくまれにメッセージが表示されますが、給与パターンで該当項目を開いて[OK]するだけで改善します。）	○	○	×
電子申告	マイナンバーパスワードが設定されていない環境でも電子申告用ファイル出力できるよう対応します。	○	×	○
扶養控除等異動申告書	家族情報の設定で年少親族のフリガナ入力がある家族とない家族がいる場合、「住民税に関する事項」のフリガナが正しく印字されない問題に対応します。	済	済	○
扶養控除等異動申告書	「あなたの生年月日」の印字文字が薄くならないよう対応します。	済	済	○
源泉徴収簿	源泉徴収簿（A4 横型）の⑩⑪の見出し「給与等からの控除分(②+⑤)」 「申告による社会保険料の控除分」の印字文字が薄くならないよう対応します。	済	済	○
給与支払報告書／総括表	「会計事務所等の名称」欄の電話番号の印字文字が薄くならないよう対応します。	済	済	○
支払を受ける者	支払を受ける者一覧表の「支払調書」の印字文字が薄くならないよう対応します。	済	×	○

給：給与・法定調書 R4、給与・法定調書顧問 R4、給与応援 R4 Premium

L：給与応援 R4 Lite

法：法定調書顧問 R4

4. 起動時の「今回の変更点」および「サポートメニュー」の変更について

給与システム起動時に表示される「今回の変更点」画面をデータ選択画面の **サポート** ボタンをクリックしたときに表示される「サポートメニューお役立ち情報」と共通とし、以下の画面に変更します。

サポートメニュー
お役立ち情報

EPSON
EXCEED YOUR VISION

今回の変更点 マニュアル お役立ちTools よくあるお問い合わせ お役立ち動画 エプソンのクラウドサービス

お知らせ

業務内容別FAQ (システムの運用方法や注意点を月ごとにご案内)

2017/08/25 R4シリーズ「よくあるお問い合わせ」の活用について

2017/08/24 システムメンテナンスのお知らせ

今月のトピックス

年末調整に対応したバージョンはいつ頃公開されますか？
その年の年末調整に対応したバージョンは毎年、11月初旬に公開されます。しばらくお待ちください。(リンクなし)

算定基礎届 報酬月額の変更に厚生年金保険料率の変更時期
算定基礎届の報酬月額の変更に平成29年の厚生年金の保険料率の変更が同じ時期にあるのですが、どちらを先に行えばよいでしょうか。

料率配/号数入 改定後の厚生年金保険料率が反映される時期が知りたい。(平成29年9月分)

この画面は **サポート** をクリックするといつでも見ることができます。 次回以降、起動時にこのウィンドウを表示しない

従来製品からの
・R4機能アップ内容
・操作の変更点
を移動

業務内容別FAQの初期画面を表示

以上